

京都市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

京都市教育委員会
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第20号

京都市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

京都市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の5」を「第47条の6」に改める。

第3条第1項中「指定することができる。」を「指定する。」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、2以上の学校運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合には、2以上の学校について1の学校運営協議会を設置する学校として指定することがある。

第3条第2項に次の後段を加える。

この場合において、教育委員会は、必要な支援を行うものとする。

第4条第1項各号列記以外の部分中「委員」の右に「(以下「委員」という。)」を加え、「の各号」を削り、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 学校の運営に資する活動を行う者

第6条第2項各号列記以外の部分及び第8条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

第19条の見出しを「(必要な措置)」に改め、同条第1項中「著しく」及び「著しい」を削り、「指定を取り消さなければならない」を「指定の取消しその他の協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない」に改め、同条第2項中「著しい」を削り、「取消し」の右に「その他の措置を講じる必要があること」を加える。

第20条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第3号中「解任」を「解任」に改め、同条第2項中「一」を「いずれか」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)